

**公益財団法人日本フィランソロピック財団  
第1回「東海子どもワクワク基金」助成  
よくあるご質問**

**Q1：参加対象者について**

**1-1** イベントの参加者は子どもだけに限られますか？

A：イベントには子どもをサポートする目的で大人も参加できます。

**1-2** 東海4県（愛知・静岡・三重・岐阜）以外に住む子どもも参加しても良いですか？

A：構いませんが、イベントの参加者の半数以上が東海4県（愛知・静岡・三重・岐阜）に在住する子どもになるよう計画してください。

**Q2：対象事業について**

**2-1** 通常の習い事も応募対象になりますか？

A：対象外になります。

**2-2** 応募する体験型催事はいつ開催してもいいのですか？

A：助成対象期間の2025年3月1日～2026年2月28日以内に実施してください。対象期間外に実施するイベントは助成の対象外となります。

**2-3** 定期的に通うお稽古事や習い事も応募対象になりますか？

A：対象外になります。

**2-4** 定期的を開催する催事は応募対象になりますか？

A：毎月1回よりも頻度が高い催事を定期的な開催とみなし、定期的な開催と考えられる催事は対象外になります。

**2-5** 学習塾など参加者の成績や学力の向上を目指す催事は応募対象になりますか？

A：対象外になります。

対象事業は、体験活動、生活習慣の体験、人とのかかわりの体験を想定しています。文部科学省の青少年の健全育成の Web ページや国立青少年教育振興機構「子どもの成長を支える 20

の体験」なども参考にしてください。

**2-6 東海4県以外の地域で活動を行う場合も助成対象になりますか？**

A：対象になります。

参加者が東海4県に在住する子どもであれば、実施場所は東海4県である必要はありません。

**2-6 応募事業は応募段階でどのくらい決まっている必要がありますか？**

A：具体的な日付、場所、対象者、内容を示すことができるようにしてください。

**2-7 採択後に申請内容を変更することはできますか？**

A：原則は不可ですが、やむを得ない事情で変更となる場合は、採択後に財団の事務局へまずはお電話でご相談ください。認められる場合は、変更届/変更申請をご案内します。

**2-8 不採択になった場合でも事業を実施する必要がありますか？**

A：その必要はありません。団体の状況により団体で判断してください。

**Q3：応募方法、補助金や助成金等の活用について**

**3-1 複数の企画を一つの応募で申請できますか？**

A：1企画1応募で申請してください。

**3-2 複数の応募はできますか？**

A：はい。2件までは複数応募ができます。

複数応募の際は、助成申請システム「Graain」のアカウントを複数作り、それぞれ別のアカウントから助成申請をしてください。

**3-3 ほかの助成金との併用はできますか？**

A：併用は可能です。ただし、応募事業が公的な受託事業の場合は併用できません。

イベントの参加費収入や団体が受けた寄附金などの自己資金の投入は可能です。

イベントの参加者を募集するチラシなどのイベントに関する広報媒体には当助成を受けている点を明記していただきます。

なお、併用先の助成金や補助金で併用ができない場合も対象外となります。併用する場合は併用先のルールもよく確認してください。

### 3-4 応募事業で参加費は徴収しても良いですか？

A：参加費を徴収して構いません。なお、参加費を徴収する場合は、応募用紙の事業費の内訳の自主財源に費用として含め、明示してください。

## Q4：助成対象の経費について

### 4-1 経費は、すべて助成期間中に提供・利用完了する必要があるでしょうか？

A：助成金として計上する経費は、助成期間中（2025年3月1日～2026年2月28日）のみが対象となります。助成期間前に発生した経費、助成期間後に発生した費用は計上の対象外です。

### 4-2 外部専門家への委託費が50%を超える場合はどうなりますか？

A：助成申請団体が実施する催事とはみなされず、対象外となる場合があります。本助成は助成申請団体が実施する催事が応募対象となります。

### 4-3 団体の正規職員の人件費を助成金で計上することはできますか？

A：できません。

応募事業の実施にのみ一時的に従事するアルバイトなどのスタッフの人件費や有償ボランティアへの謝金のみが計上可能な費用となります。固定給で雇用しているスタッフの人件費を按分しての計上はできません。

### 4-4 オンラインイベントの開催に必要なインターネット接続費用などの通信費は計上できますか？

A：できません。

ただし、専用回線を用意しその証憑が提示可能な場合はその限りではありません。

### 4-5 複数の助成金を受け取った場合、経費の按分方法について教えてください。

A：二重計上をしないように十分ご留意ください。

必要に応じて助成金に計上した費用の領収書など支払いにかかる証憑を提出していただきます。支払いにかかる証憑は適切に保管し、助成事業終了後の報告時には、財団からの求めに応じて提出できるようにしてください。

## Q5：選考について

### 5-1 申請書の内容はどのように評価されますか？文章の具体性や書式についてのアドバイスはありますか？

A：応募用紙には空欄がないように作成しましょう。該当がない部分には、その旨を書いてくだ

さい。枠の大きさや余白は変更しないように心がけてください。文字のフォントサイズは10ポイント以上で作成してください。カラー、写真、図、下線、太字などは適宜使用していただいで構いません。

## Q6: そのほか

**6-1** 催事の実施にあたって、助成金を受けていることを開示する必要がありますか？

A: はい。

当助成を受けて開催するイベントの参加者を募集するチラシなど、イベントに関する広報媒体には当助成を受けている旨を明記してください。

**6-2** 選考結果の発表後、正式な契約締結や助成金の支払いまでの具体的な流れを教えてください。

A: 選考結果を各団体に通知後、採択となった団体へは、助成契約の締結に関するご案内を差し上げます。助成金の支払いは助成契約の締結後となります。助成期間開始後であっても、助成契約の締結が未だの場合は助成金は支払われず、助成契約の締結後の支払いとなります。

**6-3** 応募書類の提出後に内容を修正したい場合はどうすればいいですか？

A: 修正後の提出が応募期間内に間に合うようであれば対応いたします。財団事務局へ修正したい旨を、お問合せ受付〆切日時と同じ2024年10月30日(水)午前9:00までに連絡してください。ただし、応募〆切後は一切受付いたしません。

**6-4** 助成金を返還する必要がある場合を教えてください。

A: 応募事業が助成期間内に実施されなかった場合は助成金は全額返還となります。

応募事業の決算で余剰金が出た場合は余剰分を返還ください。ただし、余剰が1,000円未満となった場合は返還不要となります。

会計報告時に使用実態が不明と判断された費用は、助成金の計上可能な費用としては認められない場合があります。認められない分は返還となります。

その他、応募に関してのお問い合わせは、当財団の代表メールアドレスにお送りください。2024年10月30日(水)午前9:00までの受付です。

代表メールアドレス: [info@np-foundation.or.jp](mailto:info@np-foundation.or.jp)

お問い合わせメールは、件名を「東海子どもワクワク基金」として、団体名、担当者名、担当者の電話番号

号を必ず記載ください。ご回答には数日いただく場合があるため、時間に余裕をもってお問い合わせください。

以上